

VI 資料

1 建築基準法による許可

(1) 建築基準法第85条の特例について(災害直後)

被災地においては、庁舎等も被災する恐れがあるため、仮設の庁舎等の設置など、被災市町村ではマンパワーが不足し、迅速な対応が困難な状況も想定されます。

被災後1ヶ月以上経過して工事に着手した応急仮設住宅その他の仮設建築物については、建築工事完了後3ヶ月以上経過した時点で特定行政庁の許可を受ける必要が生じるため、被害の甚大な災害においては、許可手続きの柔軟な運用が必要となります。

(2) 建築基準法第84条の建築制限について(災害直後)・・・岩手県の事例

ア. 経緯

3/11 発災

4/7 宮城県が建築基準法第84条の区域を指定することを発表

4/8 都市計画課において、建築制限に関する考え方を整理

4/19 都市計画課において、沿岸市町村に対して建築制限に関する考え方を説明

「危険区域の建築制限 県、12市町村に条例制定の方針」(岩手日報)

イ. 取り組んだ内容と結果

建築基準法第84条による被災地の建築制限は「市街地に災害があった場合において都市計画又は土地区画整理事業による土地区画整理事業のため必要があると認めるとき」に特定行政庁(県及び4市)が区域を指定して行うものとしています。

しかし、東日本大震災においては被災規模が極めて大きく、また被災市町村においては避難所の対応や応急仮設住宅の建設候補地探し等に奔走しており、建築基準法に規定する1ヶ月では都市計画や土地区画整理事業の必要性を見極める状況にはありませんでした。

このため、4月上旬の段階では、同法第84条による区域指定は困難と判断しています。

一方で、被災前に比べて危険性が高まっている地域は現に存在していることから、建築制限の手法として、災害危険区域(建築基準法第39条)又は被災市街地復興推進区域(被災市街地復興特別措置法)の制度内容について被災市町村に説明を行い、区域指定の検討の要請を行いました。

ウ. 配慮した点・苦慮した点

建築基準法第84条の区域指定は「都市計画又は土地区画整理事業」が前提となることから、同制度を所管する都市計画課に検討を委ねることとしました。

このほかの建築制限の手法を含め整理を行い、建築制限に関する基本的な考え方について、知事に説明を行っています。

建築制限は、私権を強く制限するものであり被災地のまちづくりにも大きな影響があることから、地域のまちづくりの主体である市町村が検討を行うことが適切であると考え、県は指定検討に対する技術的な支援を行うこととしました。

2 住まいのホットラインの開設

(1) 開設の準備について(災害直後)

阪神・淡路大震災の被災県である兵庫県では、住まいに関する一元的な窓口である「総合住宅相談所」を被災の10日後に開設、東日本大震災の被災県である岩手県では、被災の約3週間後に「住まいのホットライン」が同じく開設されています。

本県の場合の設置場所については、日々変わる情報を把握できるようにするため、県住まいまちづくり課内に置くことを想定しており、そのためには必要な人員（ある程度住宅管理の業務経験者のある住宅供給公社等）及び予算の確保に向けて県関係課及び団体との早急な調整が必要となります。

なお、ホットラインの相談内容は以下のとおりとし、各種の被災者支援制度についての資料等を準備しておく必要があります。

(2) 「住まいのホットライン」について(災害直後)

(例)「住まいのホットライン」概要

- | | | |
|--------------|--|-------|
| (電話番号) | 0120-000-000 (フリーダイヤル) | 5回線程度 |
| (相談受付時間) | 8:30~18:00 (土日祝日を含む毎日) | |
| (対象となる方) | 地震等の自然災害により被災した住まいにお困りの方や、被災者のサポートを行っている方 | |
| (相談をお受けする内容) | 応急仮設住宅に関すること、県営住宅に関すること、自宅の再建に関すること、その他(市町村営住宅等に関する情報提供) | |

また、上述の(相談をお受けする内容)のほか、「被災者生活再建支援制度」を中心とした情報を併せて提供します。

(3) 「被災住宅『点検・相談』窓口」について(災害直後)

自宅の改修など技術的なことについては、別に定める「被災住宅『点検・相談』窓口」で対応することを想定し、建築技術者を会員とする一般社団法人鳥取県建築士会及び一般社団法人鳥取県建築士事務所協会に委託することを検討します。

(例)「被災住宅『点検・相談』窓口」概要

- | | | |
|----------|---|--|
| (対象となる方) | 地震等の自然災害により被災した住まいにお困りの方や、被災者のサポートを行っている方 | |
| (受付窓口) | 一般社団法人鳥取県建築士会、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会 | |
| (相談員) | 上記団体所属の建築士が被災住宅の点検相談を実施 | |
| (費用) | 無料(県が費用負担) | |
| (相談受付時間) | 8:30~18:00 (土日祝日を含む毎日) | |

3 応急仮設住宅の必要戸数の推計(参考)

災害直後では被災状況を的確に把握し、応急仮設住宅の必要戸数を適切に算出することは極めて困難であるため、地震被害想定により必要戸数を推計します。

(1) 被害住宅戸数の推計について

被害住宅戸数の推計は、(表2)「鳥取県震災対策アクションプラン(県防災局)」の建物被害想定件数のうち、最大値を基に推計します。(表1)

建物被害想定件数一覧表(表1)

番号	被害想定項目	被害件数(棟)	断層
①	地震による建物被害の場合の推計	6,218	鹿野・吉岡断層による地震(東部地区)
②	液状化による建物被害の場合の推計	204	〃
③	斜面崩壊による建物被害の場合の推計	809	〃
④	津波による建物被害の場合の推計	72	〃

地震被害想定結果の一覧表(表2)

被害想定項目		被害単位	鹿野・吉岡断層による地震	倉吉南方の推定断層による地震	鳥取県西部地震断層による地震
地震動	急傾斜地崩壊	Aランク(危険度高い)の箇所数(箇所)	450	230	495
建物被害	揺れによる建物被害	大破数(棟)	2,884	873	479
		中破数(棟)	3,334	2,651	1,525
	液状化による建物被害	大破数(棟)	75	15	36
		中破数(棟)	129	26	58
	斜面崩壊による建物被害	全壊数(棟)	240	103	212
		半壊数(棟)	569	243	505
	津波による建物被害	全壊数(棟)	0	0	0
		半壊数(棟)	72	72	72
建物被害合計(揺れ+液状化)		大破数(棟)	2,959	887	515
		中破数(棟)	3,463	2,677	1,583

「鳥取県震災対策アクションプラン(県防災局)」

(2) 建物被害合計について

建物被害合計の算出は、地震発生に起因する被害の組合せにより(表3)に示すパターンBの7,027棟と推計します。

被害の組合せによる被害件数一覧表(表3)

パターン	被害の組合せ	被害件数(棟)	備考
A	①地震+②液状化	6,422	(6,218+204)
B	①地震+③斜面崩壊	7,027	(6,218+809)
C	①地震+④津波	6,290	(6,218+72)

(3) 応急仮設住宅(建設仮設)の必要戸数について

応急仮設住宅建設必要戸数の想定は、(表2)より鹿野・吉岡断層での建物被害が最大であることより、本県における応急仮設住宅の最大必要戸数を 1,500 棟 と推計します。

推計に係る方法は、国土交通省策定の応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ(以下「必携」という。)によるものとし、以下のとおりとします。

○【推計方法1】住宅の供与必要戸数から民間賃貸及び公営住宅の戸数を差し引く

応急仮設住宅建設必要戸数	=	①住宅の供与が必要な戸数(建物被害合計)
		-②公的住宅(公営住宅やUR賃貸住宅等)の想定戸数
		-③自宅の応急修理、再建が可能な想定戸数
		-④民間賃貸住宅(借上仮設)の想定戸数

(算出式) $7,027-640-0-4,879=1,508 \rightarrow 1,500$ 棟

(数的根拠)

- 住宅の供与が必要な戸数 6,587 棟
- 公的住宅(公営住宅やUR賃貸住宅等)の想定戸数 640 棟
※県市町村(東部地区)における、公営住宅空き住戸(240戸 H24.4.1時点)及び雇用促進住宅空き住戸(400戸:湖山160、津ノ井150、岩倉70)の合計
- 自宅の応急修理、再建が可能な想定戸数 0 棟(推計不可能のため)
- 民間賃貸住宅(借上仮設)の想定戸数 4,879 棟
※東部地区の民間賃貸住宅の想定戸数は、県内の空き家17,000戸(「鳥取県住生活基本計画」より)を、東、中、西部各地区の住宅戸数により按分し推計
※(東部)90,795戸+(中部)45,097戸+(西部)85,234戸=221,126戸(H24年度「被災者住宅再建支援基金拠出額算出資料」より)
90,795戸÷221,126戸=約41%、17,000戸×41%=6,970戸のうち30%(住宅の非耐震化率「鳥取県耐震改修促進計画」より)は建物被害を受けるものと推計

○【推計方法2】住家被害(全壊・半壊戸数)の2割~3割

※近年の災害における住家被害に対する応急仮設住宅供給戸数の割合実績
阪神淡路大震災 19.4% 、 新潟中越沖地震 20.4% 、 東日本大震災 32.5%

(算出式)

$7,027 \times 20\% = 1,405 \rightarrow 1,400$ 棟

(数的根拠)

近年の災害における住家被害に対する応急仮設住宅供給戸数の割合実績により推計しますが、30%は東日本大震災の割合実績 30%は想定外の原因事故等も考慮されているため、通常の20%により設定します。

(4) 県内工務店で建設可能な戸数の検討について

災害時に応急仮設住宅を供給するにあたって、平常時より供給体制を整えることが重要であるため、初動の円滑性を優先し、県内を包括する建築関係団体に所属する工務店が建設可能な戸数を、東日本大震災における地域工務店（岩手県）の木造応急仮設住宅の供給戸数実績値を基に算出し検討します。

<工 期>

標準的な建設期間は、必携によると着工から完成まで約3～4週間程度とされており、実績例として岩手県住田町の木造応急仮設住宅（戸建てタイプ）における平均日数は3.75日/棟（93棟完成 66日間）となっています。

岩手県住田町 木造応急仮設住宅(戸建てタイプ)施工例

施工者： (株)住田住宅産業ほか6社 計7社
施工数： 93棟
着工： 2011.3.22～5.27 (66日間)
床面積： 2DKタイプ (29.81㎡)
基礎： 木杭基礎
床(居室)： 杉無垢板・杉集成板・から松集成板 t=30 張り＋自然保護塗料
外壁： 杉羽目板縦張り t=12
界壁：(住戸間仕切り)： ※全棟戸建てのため、界壁なし
天井(居室)： 化粧石膏ボード(ジプトーン) 張り t=9.5
屋根： ガルバリウム鋼板横葺き
木材使用量： 約5.85㎡/戸



<建設可能件数>

岩手県住田町の木造応急仮設住宅（戸建てタイプ）の実績により施工可能件数を推計します。

例）一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会（会員数 計 32 社（中・西部のみ））

93 棟×32 社／7 社＝425 棟 → 400 棟程度

※これは平均日数 3.75 日／棟のスピードで建設すると想定し、約 2 ヶ月程度（土日含まない）で建設すると仮定。なお、1,100（1,500－400）棟は一般社団法人プレハブ建築協会との協定「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（平成 9 年 5 月 8 日）」による建設を検討。

<その他>

（タイプ別建設数）

1DK（6 坪）・・・14%※ 400 棟 ×14%＝ 56 棟

2DK（9 坪）・・・71%※ 400 棟 ×71%＝284 棟

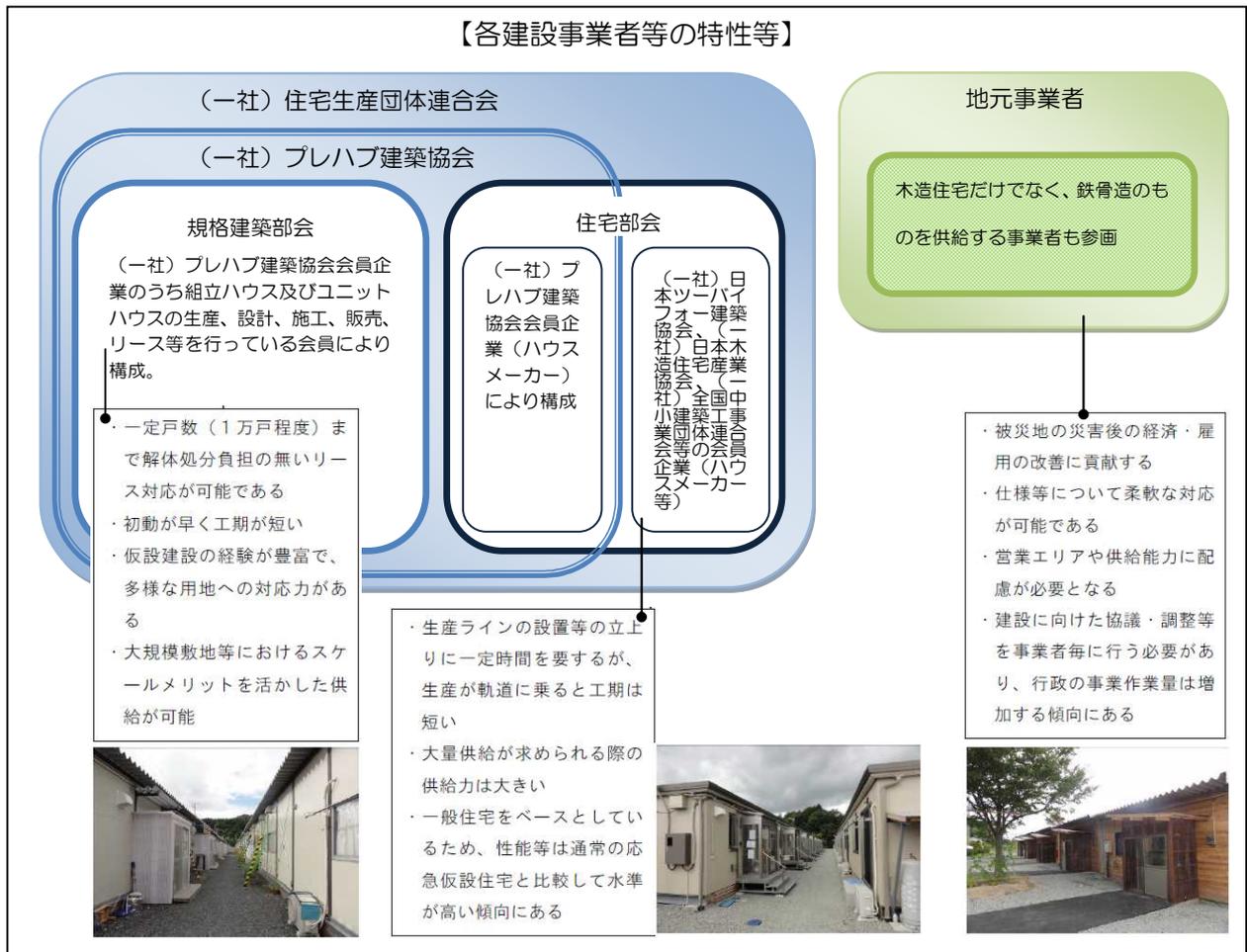
3DK（12 坪）・・・15%※ 400 棟 ×15%＝ 60 棟

※割合実績：参考（国交省）『東日本大震災における応急仮設住宅の建設に係る対応について』より

（建設費）

$(56 棟 \times 20 \text{ m}^2 + 284 棟 \times 30 \text{ m}^2 + 60 棟 \times 40 \text{ m}^2) \times 12.5 \text{ 万円} / \text{m}^2$ ※

＝1,505 百万円 ※単価 12.5 万円／㎡（必携より）



4 行政関係機関、関係団体一覧

<県>

(災害救助法)	福祉保健部 福祉保健課
(建築基準法)	生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課
(被災者生活再建支援法、鳥取県被災者住宅再建支援条例)	同上
(宅地建物取引業法)	同上
(地方自治法)	未来づくり推進局 企画課
(災害対策基本法)	危機管理局 危機管理政策課
(被災市街地復興特別措置法)	生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課
(土地区画整理法)	県土整備部 技術企画課

<国>

(災害救助法)	内閣府 政策統括官(防災担当)
(建築基準法)	国土交通省 住宅局建築指導課
(被災者生活再建支援法)	内閣府 政策統括官(防災担当)
(宅地建物取引業法)	国土交通省 土地・建設産業局不動産課
(地方自治法)	総務省 自治行政局行政課
(災害対策基本法)	内閣府 政策統括官(防災担当)
(被災市街地復興特別措置法)	国土交通省 住宅局住宅総合整備課
(土地区画整理法)	国土交通省 都市局市街地整備課

<関係団体>

○所管課:生活環境部暮らしの安心局住まいまちづくり課

- 一般社団法人プレハブ建築協会
- 公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会
- 公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部
- 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
- 一般社団法人鳥取県建築士会
- 一般社団法人鳥取県建築士事務所協会
- 一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会
- 一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会
- 鳥取エコハウス推進協議会

○所管課:農林水産部森林・林業振興局

- 鳥取県木材協同組合連合会

○所管課:県土整備部県土総務課

- 一般社団法人鳥取県建設業協会

5 木造応急仮設住宅基本仕上げ・平面図

(1) 1DK:6坪プラン

□ 外観仕上げ

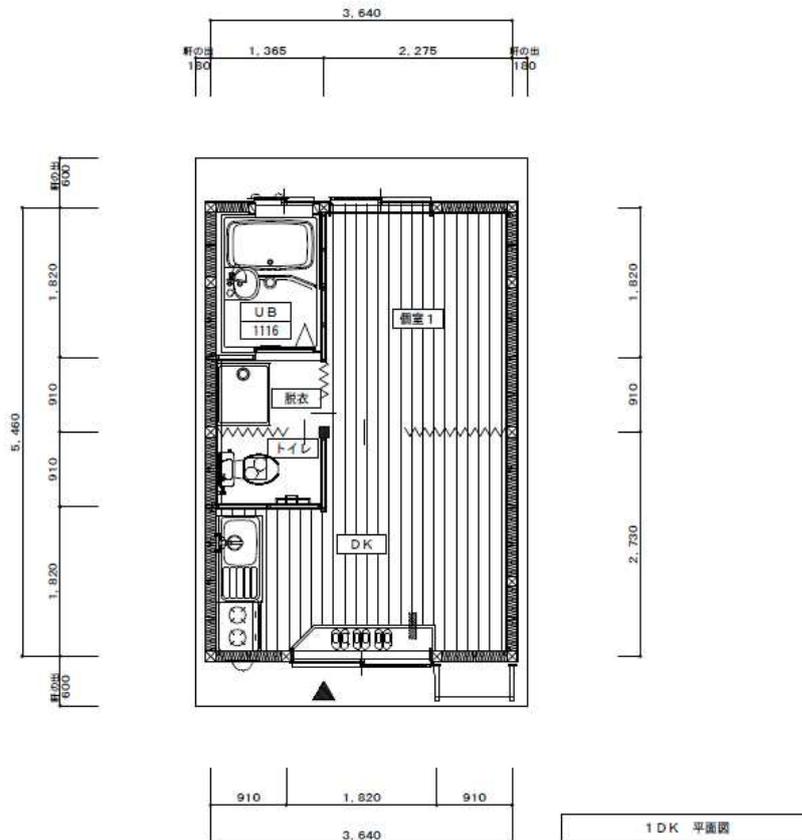
屋根	金属板 小波板 ガルバリウム鋼板 t=0.35 棟部：厚板瓦葺 曲げ加工
屋止の食物	L型ワダ (窓前付) 3×40×40
軒天	断熱板：小波板 杉 (一等) t=12 W120
断熱・壁紙	断熱：半厚 φ100 塩化ビニル (7056系) 受命物：半丸両面打ちちφ34 壁紙：塩化ビニル 505 つかみ食物 (F・D・F) 両面打ちちφ100
外壁	杉板張り W.P.S 杉 (一等) 105×15 (軸ぎ150・合流り加工)
柱	木材：柱 (先加工済み) 小径木φ90-150φ910

□ その他

物干食物 取替用	(山口技研)HK-55 標準品 L555
ポスト口 替用	(新田エース株式会社)044-213 標準品 H315・W420・D220

□ 内部仕上げ

階	室名	F.L. (BL+)	床	巾木	壁	天井	断熱	木部	CH	家具・その他
1	DK	450	杉板 (杉・一等・本染加工) 標準品 t=15 W150 (軸ぎ135) 一部 ビニル張シートt=2.0 下地：構造用合板t=12.0 (2重張り)	-	杉板 (杉・一等・合流り) 標準品 t=12 W105 (軸ぎ150) ココ張り 一部ケイカル板t=4.0 (キッチン張り) 下地：タテ断熱 (30×120φ45)	化粧石膏ボード張り トライバーシートt=4.5 下地：本製 (断熱60×120φ45、断熱40×40φ910)	-	-	2300	流し台 #100 (両面) シンク # 800 (両面) 洗面 # 800 キッチン換気扇 #600 (80×80)
	居室1	450	杉板 (杉・一等・本染加工) 標準品 t=15 W150 (軸ぎ135) 下地：構造用合板t=12.0	-	杉板 (杉・一等・合流り) 標準品 t=12 W105 (軸ぎ150) ココ張り 下地：タテ断熱 (30×120φ45)	↑	-	-	↑	上吊り入 (2重張り) 石膏 t=15 W105 (軸ぎ120) (杉・一等・本染) 下地：20×40 (杉・一等) 厚さ：50×50 (杉・一等) エアコン(床下工事)
	廊下	450	ビニル張シートt=2.0 下地：構造用合板t=12.0 (2重張り)	-	↑	↑	-	-	↑	床下エアコン工事
	トイレ	450	↑	-	↑	↑	-	-	↑	床下エアコン工事 浴室床下工事
	UB (1116)	450	UB仕様による	-	-	-	-	-	1980	ユニットバス1116 (ハーフタイプ) 洗面器+化粧鏡付



(2) 2DK:9坪プラン

□ 外部仕上表

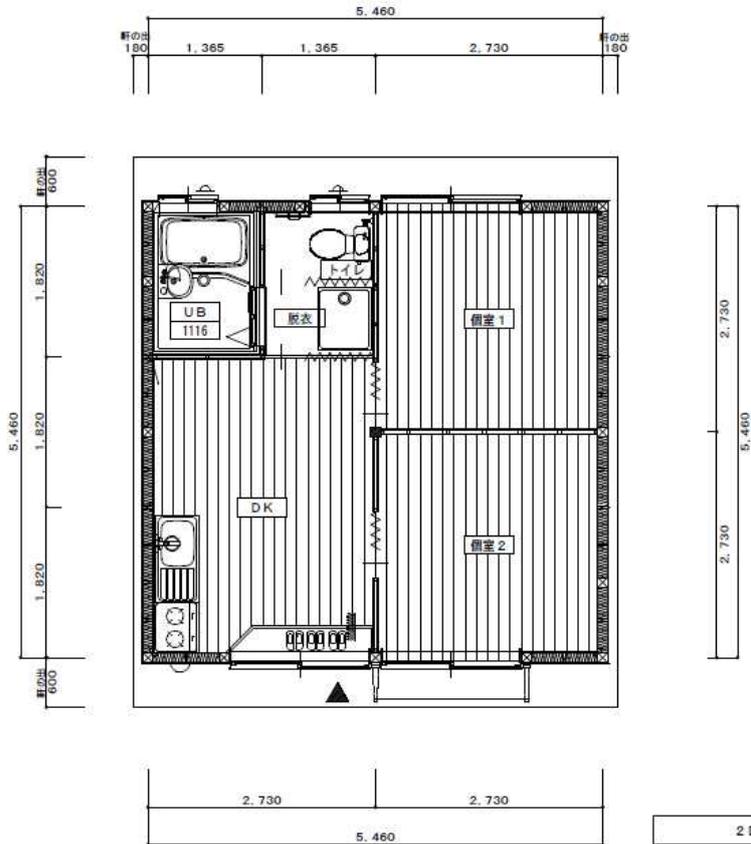
屋根	合瓦葺 小波葺 ガルバリウム鋼板 4-0.35 棟葺：屋根葺材 自付加工
屋上の金物	L型ワダメ (屋根用) 3×40×40
軒天	野地板：小波葺 杉 (一葺) 12 割20
軒線・軒端	軒線：半円 φ100 塩ビ製 (フック付) 金物物：半丸用笠蓋付ちり364 軒端：塩ビ 35-φ80 つがみ金物 (フック付) 両面葺H#1000
外壁	杉板張り W/P S 杉 (一葺) 105×15 (軸巻150・自付加工)
柱	木材：杉 (先端加工済み) 小径木φ90-150φ910

□ 床の地

物干金物 窓廻り用	<川口技研>HK-35 標準品 L355
ポスト口 廻り用	<村田エース株式会社>244-213 標準品 H315・W420・D220

□ 内部仕上表

階	室名	F.L. (取上)	床	巾木	壁	天井	断熱	床板	CH	家具・その他
1	DK	+450	床板 (杉・一葺・本葉加工) 標準品 t=15 割30 (軸巻135) 一部：ビニル床シートt=2.0 下地：構造用合板t=12.0 (2重張り)	-	杉板 (杉・一葺・自付加工) 標準品 t=12 割65 (軸巻150) 目こ張り 一部：ケイカル板t=6.0 (キッチン張り) 下地：タチ紙 (30×20φ455)	化粧石膏ボード張り トライバー・テンプレ S 下地：本装 (断熱50×12φ455、断熱40×40φ910)	-	-	2300	押し入れ 800 (取置) クローゼット 800 (取置) キッチン換気扇 800 (80φ40)
	居室1	+450	床板 (杉・一葺・本葉加工) 標準品 t=15 割30 (軸巻135) 下地：構造用合板t=12.0	-	杉板 (杉・一葺・自付加工) 標準品 t=12 割65 (軸巻150) 目こ張り 下地：タチ紙 (30×20φ455)	-	-	-	-	上記押入れ (本装2重) 下地：t=15 割30 (軸巻135) (杉・一葺・本葉) 構造：t=12 割65 (軸巻150) (杉・一葺) 床板：t=15 割30 (軸巻135) 床下：t=12 割65 (軸巻150) エアロネット換気工事
	居室2	+450	-	-	-	-	-	-	-	-
	脱衣	+450	ビニル床シートt=2.0 下地：構造用合板t=12.0 (2重張り)	-	-	-	-	-	-	浴室ベンチ工事
	トイレ	+450	-	-	-	-	-	-	-	浴室換気工工事 換気扇工事
	UB (1116)	+450	UB仕様による	-	-	-	-	-	1800	ユニットバス1116 (ハードタイプ) 洗面器・化粧鏡付



(3) 3DK:12坪プラン

□ 外装仕上表

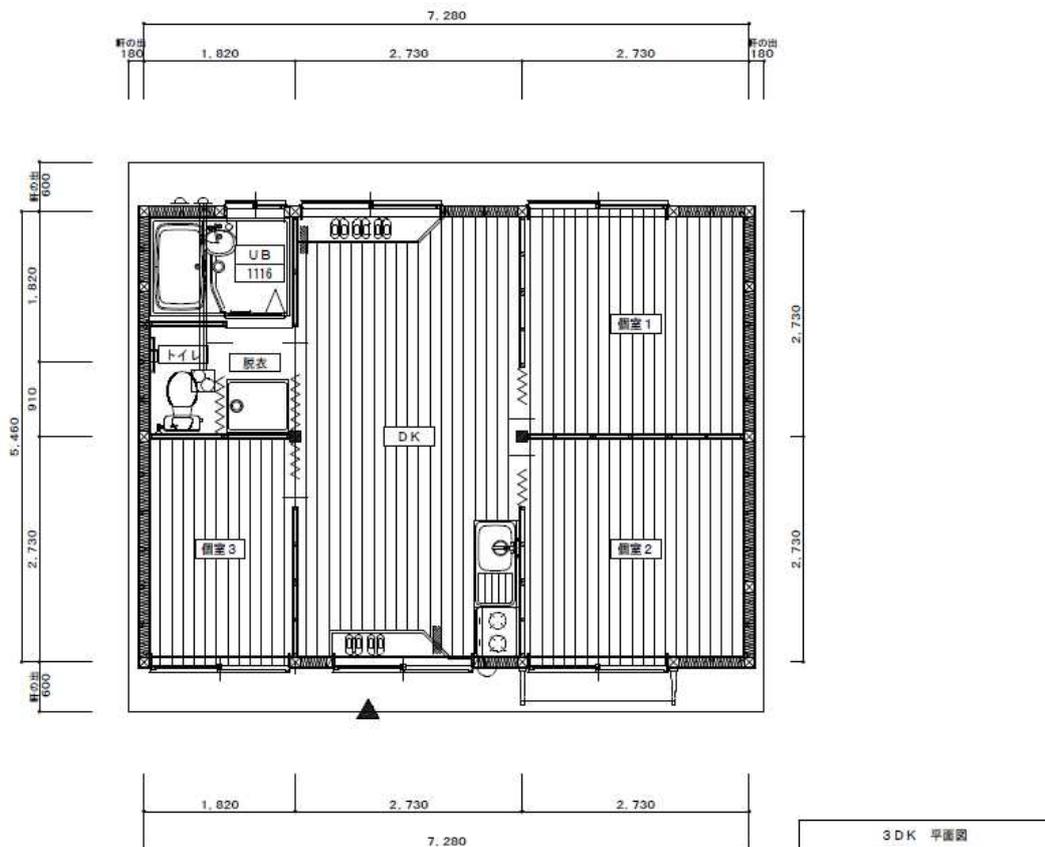
屋根	金属板 小波板 ガルバリウム鋼板 t=0.35 棟形：覆積材付 曲げ加工
壁止め金物	L型アングル (亜鉛付) 3×40×40
軒天	断熱板：小波板 杉 (一葺) t=12 削目
軒線・庇線	軒線：半円 φ100 樋付板 (7×25高) 受金物：半丸閉正取打ちφ354 庇線：樋付板 φ60 つかみ金物 (ステン) 庇裏面内断100
外壁	杉板張り W.P.S 杉 (一葺) 185×15 (軸き150・曲がり加工)
柱	木柱：栓 (先端加工済み) 小径木φ90-150φ910

□ 床の地

換気金物 窓用	川口換気HK-55 換気品 L555
ポスト口 壁用	杉田エース株式会社J244-213 換気品 H315・W420・D220

□ 内装仕上表

階	室名	F.L (広)	床	巾木	壁	天井	断熱	木部	CH	家具・その他
1	DK	+450	床板 (杉・一葺・本葉加工) 無塗装品 t=15 削目 (軸き135) 一部 ビニル床シート t=2.0 下地：構造用合板 t=12.0 (2重張り)	-	杉板 (杉・一葺・曲がり) 無塗装品 t=12 削目 (軸き150) ニコ張り 一部 ツイル板 t=6.0 (キッチン張り) 下地：タテ断熱 (30×120φ450)	化粧石膏ボード張り トライバー t=0.5 下地：木製 (断熱60×12φ450、断熱40×40φ910)	-	-	2300	押し入れ 削目 塗装 タンス 削目 塗装 床暖房 削目 キッチン換気扇 削目 (30×40)
	居室1	+450	床板 (杉・一葺・本葉加工) 無塗装品 t=15 削目 (軸き135) 下地：構造用合板 t=12.0	-	杉板 (杉・一葺・曲がり) 無塗装品 t=12 削目 (軸き150) ニコ張り 下地：タテ断熱 (30×120φ450)	↑	-	-	↑	上着入れ (2重張り) タンス t=15 削目 (軸き75) (杉・一葺・本葉) 床暖 削目 (杉・一葺) 床暖 50×50 (杉・一葺) エアコン(冷暖工事)
	居室2	+450	↑	-	↑	↑	-	-	↑	
	居室3	+450	↑	-	↑	↑	-	-	↑	
	廊下	+450	ビニル床シート t=2.0 下地：構造用合板 t=12.0 (2重張り)	-	↑	↑	-	-	↑	換気バネ(冷暖)
	トイレ	+450	↑	-	↑	↑	-	-	↑	換気扇(冷暖) 換気バネ(冷暖)
	UB (1116)	+450	UB仕様による	-	-	-	-	-	1980	ユニットバス1116 (ハイタイプ) 浴室換気乾燥機付



3DK 平面図

6 鳥取県産規格材

鳥取エコハウス推進協議会では、今後県内で多く生産される大径木を生かすと共に樹種を考慮しながら、効率的かつ経済的な県産規格材を開発しました。

木造応急仮設住宅に使用する木材の種類は、下記部材リストを基本としていますが、災害時の供給状況に応じて対応することを想定しています。

<規格部材リスト(構造材)>

番号	使用箇所	材種	等級	mm mm M	
1	土台	桧		150 × 120 × 4 (防蟻処理なし)	一般/多雪
2	管柱	杉	1等	120 × 120 × 3	一般/多雪
3	梁・桁	杉	1等	120 × 180 × 4	一般
4	梁・桁	杉	1等	120 × 210 × 4	多雪
5	筋違い	杉	1等	45 × 90 × 4	—
6	母屋	杉	1等	120 × 120 × 4	一般
7	母屋	杉	1等	120 × 150 × 4	多雪
8	棟木	杉	1等	120 × 120 × 4	一般
9	棟木	杉	1等	120 × 150 × 4	多雪

<規格部材リスト(下地・仕上材)>

番号	使用箇所	材種	等級	mm mm M	
1	火打ち	杉	1等	90 × 90 × 4	一般/多雪
2	根太	杉	1等	60 × 60 × 4	一般/多雪
3	垂木	杉	1等	60 × 75 × 4	一般
4	垂木	杉	1等	60 × 120 × 4	多雪
5	野縁	杉	1等	40 × 40 × 4	一般/多雪
6	胴縁	杉	1等	18 × 45 × 4	一般/多雪
7	窓台	杉	1等	45 × 120 × 4	—
8	間柱	杉	1等	30 × 120 × 3	—
9	小幅板	厚 12mm 杉	1等	12 × 120 × 2	—
10	床板	厚 15mm 杉	1等	15 × 150 × 4	—
11	外壁	厚 12mm 杉	1等	相削り加工	—

7 法令等

災害救助法

(昭和二十二年十月十八日法律第百十八号)

最終改正:平成二五年六月二一日法律第六五号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第二条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第二章 救助

(都道府県知事の努力義務)

第三条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定行政機関の長等の取用等)

第五条 指定行政機関の長(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。)及び指定地方行政機関の長(同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。)は、防災業務計画(同法第二条第九号に規定する防災業務計画をいう。)の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱い物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を取用することができる。

2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

3 第一項の処分を行う場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第六条 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を取用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(従事命令)

第七条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十

四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、都道府県知事が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(協力命令)

第八条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(都道府県知事の収用等)

第九条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(都道府県知事の立入検査等)

第十条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(通信設備の優先使用権)

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に急激な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(扶助金の支給)

第十二条 第七条又は第八条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

(事務処理の特例)

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(内閣総理大臣の指示)

第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事が行う救助について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

(日本赤十字社の協力義務等)

第十五条 日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第八条の規定による協力を除く。)についての連絡調整を行わせることができる。

(日本赤十字社への委託)

第十六条 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

(事務の区分)

第十七条 第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

2 第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

第三章 費用

(費用の支弁区分)

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統括する都道府県が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事の統括する都道府県が、これ

を支弁する。

3 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統括する都道府県が、これを支弁する。

(委託費用の補償)

第十九条 都道府県は、当該都道府県知事が第十六条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

(都道府県が応援のため支弁した費用)

第二十条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた救助の行われた地の都道府県は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が当該都道府県に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して弁済するよう要請することができる。

3 国は、前項の規定による要請があった場合において、救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用を、当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済することができる。

4 国は、前項の規定により第一項の規定による求償の請求に係る費用を弁済した場合において、救助の行われた地の都道府県に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

(国庫負担)

第二十一条 国庫は、都道府県が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用(前条第一項の規定により求償することができるものを除く。)並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用(前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。)の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める当該都道府県の普通税(法定外普通税を除く。以下同じ。)について同法第一条第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)をもって算定した当該年度の収入見込額(以下この項において「収入見込額」という。)の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二 収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三 収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九十

2 国は、前条第二項の規定による要請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、同条第一項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して支払うことができる。

一 前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。

二 救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済する必要があること。

3 前項の規定により国が前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された」とする。

(災害救助基金)

第二十二条 都道府県は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかねばならない。

第二十三条 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

第二十四条 災害救助基金から生ずる収入は、全て災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十五条 第二十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による国庫の負担額が、第二十一条第一項に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十六条 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

二 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ

三 第四条第一項に規定する給与品の事前購入

第二十七条 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から支出することができる。

第二十八条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

(繰替支弁)

第二十九条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村

長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

第四章 雑則

第三十条 都道府県知事は、救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号 から第四号 までに掲げる情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。

第五章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わなかった者

二 第五条第一項又は第九条第一項の規定による保管命令に従わなかった者

第三十二条 偽りその他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるものは、同法 による。

第三十三条 第六条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六条第二項若しくは第十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

〇1 この法律は、昭和二十二年十月二十日から、これを施行する。

〇2 罹災救助基金法は、これを廃止する。

〇3 この法律施行の際、現に存する旧法による罹災救助基金は、この法律による災害救助基金とする。

附 則（昭和二四年五月三十一日法律第一五七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二四年五月三十一日法律第一六八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年三月三十一日法律第一〇二号）

この法律は、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）施行の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月三日法律第一六六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十三条及び第三十六条の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和三七年五月八日法律第一〇九号）

1 この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。ただし、第三条中災害救助法第三十六条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年十一月十九日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二十条 この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関のした処分等とみなす。

附 則（昭和五九年五月八日法律第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してした申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（災害救助法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 この法律の施行の際現に第四百四十八条の規定による改正前の災害救助法第三十条の規定により都道府県知事の職権の一部を委任されて市町村長が行っている救助は、第四百四十八条の規定による改正後の同法第三十条第一項の規定により市町村長が行うこととされた救助とみなす。

第六十四条 施行日前に第四百四十八条の規定による改正前の災害救助法第三十一条の規定によってなされた命令は、第四百四十八条の規定による改正後の同法第三十一条の規定によってなされた指示とみなす。

（従前の例による事務等に関する経過措置）

第六十九条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項、第七十八条第一項並びに第八十七条第一項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされた事項に係る都道府県知事の事務、権限又は職権（以下この条において「事務等」という。）については、この法律による改正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法又はこれらの法律に基づく命令の規定により当該事務等に相当する事務又は権限を行うこととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事務局長若しくはその地方社会保険事務所長から委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限とする。

（新地方自治法第五十六条第四項の適用の特例）

第七十条 第六十六条の規定による改正後の厚生省設置法第十四条の地方社会保険事務局及び社会保険事務所であつて、この法律の施行の際旧地方自治法附則第八条の事務を処理するための都道府県の機関（社会保険関係事務を取り扱うものに限る。）の位置と同一の位置に設けられるもの（地方社会保険事務局にあつては、都道府県庁の置かれている市（特別区を含む。）に設けられるものに限る。）については、新地方自治法第五十六条第四項の規定は、適用しない。

（社会保険関係地方事務官に関する経過措置）

第七十一条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八条に規定する職員（厚生大臣又はその委任を受けた者により任命された者）に限る。附則第五十八条において「社会保険関係地方事務官」という。）である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となるものとする。

（地方社会保険医療協議会に関する経過措置）

第七十二条 第六十九条の規定による改正前の社会保険医療協議会法の規定による地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、相当の地方社会保険事務局の地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。

（準備行為）

第七十三条 第二百条の規定による改正後の国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定及び同条第二項の規定による公示は、第二百条の規定の施行前においても行うことができる。

（厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置）

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第四百四十九条から第五十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十五条、第六十八条、第七十条、第七十二条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第八十三条、第八十八条、第九十五条、第二百一条、第二百八条、第二百十四条、第二百九条から第二十一条まで、第二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二

項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分に関する経過措置)

第七十五条 この法律による改正前の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八条第一項(同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛生法第二十二条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第百条第一項、水道法第三十九条第一項、国民年金法第百六条第一項、薬事法第六十九条第一項若しくは第七十二条又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、この法律による改正後の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八条第一項(同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛生法第二十二條若しくは第二十三条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項若しくは第二項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第百条第一項、水道法第三十九条第一項若しくは第二項、国民年金法第百六条第一項、薬事法第六十九条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条第二項又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一二年五月三十一日法律第九九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年五月三十一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年六月七日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十五条第二項、第九十六条第一項及び第二項、第九十九条の三第一項及び第四項、第二百五十二条の十七、第二百五十二条の二十二第一項並びに第二百五十二条の二十三の改正規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十条まで及び第五十条の規定 公布の日

二 第九十六条第一項の改正規定、第百条の次に一条を加える改正規定並びに第百一条、第百二条第四項及び第五項、第九十九条、第百九条の二、第百十条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十条第三項、第百三十八条、第百七十九条第一項、第二百七条、第二百二十五条、第二百三十一条の二、第二百三十四条第三項及び第五項、第二百三十七条第三項、第二百三十八条第一項、第二百三十八条の二第二項、第二百三十八条の四、第二百三十八条の五、第二百六十三条の三並びに第三百十四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条及び第三十二条の規定、附則第三十七条中地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条第三項の改正規定、附則第四十七条中旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成二二年一二月三日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（災害対策基本法目次の改正規定（「第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）」を「第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）」

第四款 安否情報の提供等（第八十六条の十五）」に、「第八十六条の十五—第八十六条の十七」を「第八十六条の十六—第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「—第九十条の四」を加える部分に限る。）、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十一条（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十七条第三項の改正規定に限る。）、第十三条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第

二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。)、第十五条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第八十六条の改正規定に限る。)及び第十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(災害救助法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の災害救助法第三十一条の規定により厚生労働大臣がした指示は、第三条の規定の施行後は、同条の規定による改正後の災害救助法第十四条の規定により内閣総理大臣がした指示とみなす。

2 第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

災害救助法施行令

(昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号)

最終改正:平成二五年九月二六日政令第二八五号

(災害の程度)

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(救助の種類)

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一 死体の捜索及び処理

二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(救助の程度、方法及び期間)

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲)

第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

一 医師、歯科医師又は薬剤師

二 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士

三 土木技術者又は建築技術者

四 大工、左官又はとび職

五 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者

六 鉄道事業者及びその従業者

七 軌道経営者及びその従業者

八 自動車運送事業者及びその従業者

九 船舶運送業者及びその従業者

十 港湾運送業者及びその従業者

(実費弁償)

第五条 法第七条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

(都道府県知事が管理することができる施設)

第六条 法第九条第一項の規定により都道府県知事が管理することができる施設は、次のとおりとする。

一 病院、診療所又は助産所

二 旅館又は飲食店

(扶助金の種類)

第七条 法第十二条の扶助金(以下「扶助金」という。)は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の六種類とする。

(支給基礎額)

第八条 前条に規定する扶助金(療養扶助金を除く。)は、支給基礎額を基準として支給する。

2 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

一 法第七条の規定により救助に関する業務に従事した者(以下「従事者」という。)のうち、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額

二 従事者のうち、労働基準法 に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、標準収入額を基準として都道府県知事が定める額とする。

三 法第八条 の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第五条 に規定する給付基礎額の例により都道府県知事が定める額

(療養扶助金)

第九条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養扶助金として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

(休業扶助金)

第十条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業扶助金として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害扶助金)

第十一条 従事者又は協力者の負傷又は疾病が治った場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害が存するときは、障害扶助金を支給する。

2 障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、内閣府令で定める。

3 障害扶助金の額は、次の各号に掲げる障害等級(前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。)に応じ、支給基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

一 第一級 千三百四十

二 第二級 千百九十

三 第三級 千五十

四 第四級 九百二十

五 第五級 七百九十

六 第六級 六百七十

七 第七級 五百六十

八 第八級 四百五十

九 第九級 三百五十

十 第十級 二百七十

十一 第十一級 二百

十二 第十二級 百四十

十三 第十三級 九十

十四 第十四級 五十

4 障害等級に該当する程度の身体障害が二以上ある場合の障害等級は、最も重い身体障害に応ずる障害等級による。

5 次に掲げる場合の障害等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者又は協力者に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より一級上位の障害等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より二級上位の障害等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より三級上位の障害等級

6 前項の規定による障害扶助金の額は、それぞれの身体障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を合算した額を超えてはならない。

7 既に身体障害のある従事者又は協力者が、負傷又は疾病によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害扶助金の額から従前の障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を差し引いた額をもって、障害扶助金の額とする。

(遺族扶助金)

第十二条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族扶助金の受給者の範囲)

第十三条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、従事者又は協力者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- 二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの
- 三 前二号に掲げる者のほか、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族扶助金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者又は協力者が遺言又は都道府県知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族扶助金を受けるものとする。

4 遺族扶助金を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族扶助金は、その人数によって等分して支給するものとする。

(葬祭扶助金)

第十四条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(打切扶助金)

第十五条 第九条の規定によって療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支給しない。

(他の法令による給付又は補償との調整等)

第十六条 扶助金の支給を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。

2 扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、扶助金の支給を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、扶助金を支給しない。

(市町村長による救助の実施に関する事務の実施)

第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務(法第七条 から第十条までに規定する事務に限る。)の一部を市町村長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

3 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

(事務の区分)

第十八条 第三条、第五条、第八条第二項第二号及び第三号並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

(国庫負担)

第十九条 法第二十一条第一項 に規定する政令で定める額は、百万円とする。

(災害救助基金の積立て)

第二十条 都道府県が法第二十三条の規定により積み立てなければならない金額は、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額の五分の一に相当する額とする。

2 前項の規定により算定した額と当該都道府県が現に積み立てている額の合計額が、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額を超過する場合には、当該都道府県が積み立てなければならない金額は、同項の規定により算定した額からその超過額を控除した額とする。

附 則 抄

〇1 この政令は、公布の日から、これを施行する。

〇2 昭和十年勅令第二十号(罹災救助基金の貯蓄額に関する勅令)は、これを廃止する。

附 則 (昭和二二年一月二七日政令第二九〇号)

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二八年八月一二日政令第一八一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年一月一九日政令第四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三四年七月一一日政令第二五六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年七月九日政令第二八九号）

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、この政令による改正後の第二十三条の規定は、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

附 則（昭和三十八年四月一三日政令第一二八号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

附 則（平成六年九月二日政令第二八二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成十一年一月二日政令第三九三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（災害救助法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行前に開始した災害救助法（昭和二十二年法律第百四十四号）第二条に規定する救助に係る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項に関する都道府県知事の定めについては、第三条の規定による改正後の災害救助法施行令第九条の二及び第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十四年一月一七日政令第四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則（平成十八年八月一日政令第二六六号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の前日に支給すべき事由の生じた災害救助法施行令第十七条に規定する障害扶助金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年七月六日政令第二一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年九月二六日政令第二八五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

（災害救助法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定の施行前に開始した災害救助法第二条に規定する救助に係る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項に関する都道府県知事の定めについては、第二条の規定による改正後の災害救助法施行令（以下この条において「新災害救助法施行令」という。）第三条及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第二条の規定の施行前に同条の規定による改正前の災害救助法施行令第九条第二項の規定によりされた同意又は第二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている協議の申出は、それぞれ新災害救助法施行令第三条第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

3 第二条の規定の施行前に支給すべき事由の生じた障害扶助金の支給については、新災害救助法施行令第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五,〇〇〇人未満	三〇
五,〇〇〇人以上一五,〇〇〇人未満	四〇
一五,〇〇〇人以上三〇,〇〇〇人未満	五〇
三〇,〇〇〇人以上五〇,〇〇〇人未満	六〇
五〇,〇〇〇人以上一〇〇,〇〇〇人未満	八〇
一〇〇,〇〇〇人以上三〇〇,〇〇〇人未満	一〇〇
三〇〇,〇〇〇人以上	一五〇

別表第二（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一,〇〇〇,〇〇〇人未満	一,〇〇〇
一,〇〇〇,〇〇〇人以上二,〇〇〇,〇〇〇人未満	一,五〇〇
二,〇〇〇,〇〇〇人以上三,〇〇〇,〇〇〇人未満	二,〇〇〇
三,〇〇〇,〇〇〇人以上	二,五〇〇

別表第三（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五,〇〇〇人未満	一五
五,〇〇〇人以上一五,〇〇〇人未満	二〇
一五,〇〇〇人以上三〇,〇〇〇人未満	二五
三〇,〇〇〇人以上五〇,〇〇〇人未満	三〇
五〇,〇〇〇人以上一〇〇,〇〇〇人未満	四〇
一〇〇,〇〇〇人以上三〇〇,〇〇〇人未満	五〇
三〇〇,〇〇〇人以上	七五

別表第四（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一,〇〇〇,〇〇〇人未満	五,〇〇〇
一,〇〇〇,〇〇〇人以上二,〇〇〇,〇〇〇人未満	七,〇〇〇
二,〇〇〇,〇〇〇人以上三,〇〇〇,〇〇〇人未満	九,〇〇〇
三,〇〇〇,〇〇〇人以上	一二,〇〇〇